

令和2年度予算・税制改正 (地方創生関連)等について

令和2年1月14日

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進事務局

目次

1. 令和2年度予算及び令和元年度補正予算 2
2. 令和2年度税制改正 14
3. 「スーパーシティ」構想について 25
4. 「構造改革特別区域法の一部を改正する法律」
「地域再生法の一部を改正する法律」について 37

1. 令和2年度予算及び 令和元年度補正予算

令和2年度予算及び税制改正における主要事項

1. 地方創生推進交付金関係

- ① **Society5.0タイプの新設** →
 - ・ Society5.0を推進するための全国的なモデルとなる取組を支援
 - ② **地方創生移住支援事業の要件緩和** →
 - ・ 対象者や対象企業の拡大
 - ③ **プロフェッショナル人材事業への支援の拡充** →
 - ・ 戦略拠点の人員を倍増
 - ・ 副業・兼業等に伴う移動費支援
- (別途、R1補正予算で先導的人材マッチングモデル事業も実施)

2. 地方創生拠点整備交付金関係

- ① **対象事業の要件緩和** →
 - ・ 一定の要件を満たす事業について、設備整備・用地造成を中心とするものについても対象化
- ② **当初予算による安定的な支援** →
 - ・ 複数年度にわたる大規模な施設整備事業に対応

3. 税制関係

- ① **企業版ふるさと納税の見直し** →
 - ・ 税額控除割合の引上げ、認定手続の簡素化等
- ② **地方拠点強化税制の見直し** →
 - ・ 雇用促進税制の支援の重点化、要件の一部緩和

令和2年度 地方創生予算

	R2予算額	R1当初予算額
地方創生に向けた総合的な対応	1,000億円	(1,000億円)
○地方創生推進交付金	1,000億円	(1,000億円)
地方へのひとの流れの強化	28.6億円	(28.3億円)
＜主なもの＞		
○地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の活用促進	0.8億円	(0.8億円)
○関係人口創出・拡大のための対流促進事業	1.0億円	新規
○地方大学・地域産業の創生、大学生・高校生の対流促進（地方大学・地域産業創生交付金など）	25.6億円	(26.3億円)
○地方創生国際交流促進事業	0.1億円	(0.1億円)
地方のしごとづくりと担い手の展開・支援	7.2億円	(7.0億円)
＜主なもの＞		
○民間との協働（企業人材等の地域展開促進事業、地域の担い手展開推進事業）	1.9億円	(0.8億円)
○地方創生に取り組む地方公共団体への支援（地方創生カレッジ事業など）	5.3億円	(6.2億円)
地方を支えるまちづくり	16.4億円	(14.7億円)
＜主なもの＞		
○地方創生に向けたSDGs推進事業	4.7億円	(4.9億円)
○産業遺産（世界遺産）関係事業	5.4億円	(6.1億円)
○地域再生支援利子補給金	2.4億円	(2.5億円)
◆地方におけるSociety 5.0の実現	3.8億円	(0.7億円)
○スーパーシティ整備推進事業	3.0億円	新規
合計	1,052億円	(1,050億円)
（特定地域づくり事業の推進）	5.0億円	新規
（再計）	1,057億円	

令和元年度補正予算 614億円

＜主なもの＞

○地方創生拠点整備交付金 600億円 ○先導的人材マッチング事業 10億円

地方創生推進交付金

▶第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の初年度における地方創生のより一層の推進に向けた取組を支援する。（2年度予算：1,000億円）

2年度からの主な取組

- ① **複数年度にわたる大規模な施設整備事業**について、当初予算により安定的に支援（30億円）
- ② Society5.0を推進するための全国的なモデルとなる取組を支援する
Society5.0タイプ（仮称）の新設（交付上限額（国費）3.0億円、申請上限件数の枠外）
- ③ **移住支援事業の要件緩和**（対象者・対象企業の拡大）
- ④ **プロフェッショナル人材事業への支援の拡充**

【対象事業】

①先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成

例) しごと創生、観光振興、地域商社、スポーツ・健康まちづくり、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等

②移住・起業・就業支援

- ・東京圏からのU I Jターンの促進及び地方の担い手不足対策

	交付上限額（国費）	申請上限件数
都道府県	先駆 3.0億円 横展開 1.0億円 Society5.0 3.0億円	原則 9 事業 (うち広域連携 3 事業)
中枢中核都市	先駆 2.5億円 横展開 0.85億円 Society5.0 3.0億円	原則 7 事業 (うち広域連携 2 事業)
市区町村	先駆 2.0億円 横展開 0.7億円 Society5.0 3.0億円	原則 5 事業 (うち広域連携 1 事業)

地方へのひとの流れの強化

地方への移住・定着の促進

- 移住支援事業について、**対象者や対象企業を拡大する運用の弾力化**等により更なる移住を促進。

	地方へ移住 (東京23区在住者又は23区への通勤者が移住)	
地方での就業	就業した場合 最大100万円	
地方での起業	起業した場合 最大300万円 (最大100万円+200万円)	(地方にいたままで) 起業した場合 最大200万円

東京圏からのU/Iターンの促進 地方の担い手不足対策



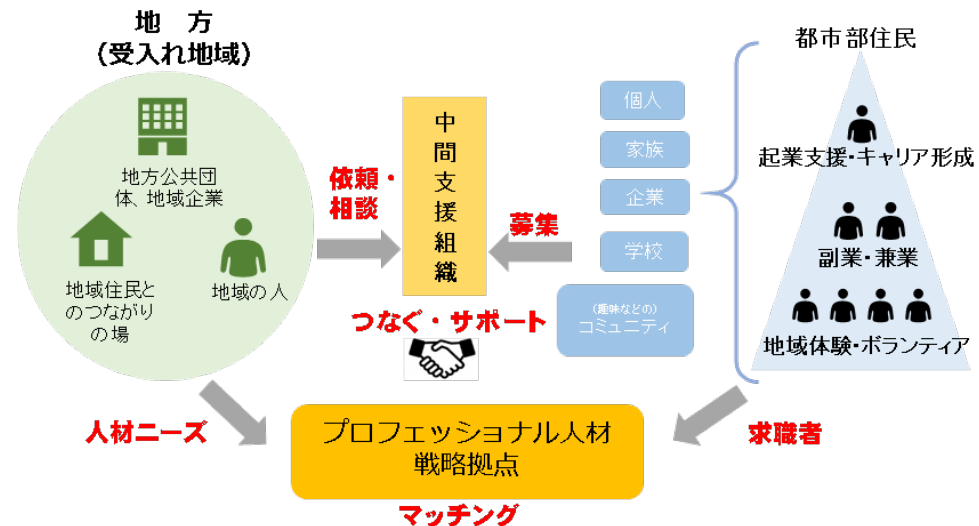
関係人口の創出・拡大

副業・兼業

- **プロフェッショナル人材戦略拠点の人員を倍増(500人体制)**。
- 地方での副業・兼業等に要する**移動費を3年間で最大150万円支援**。
- **地域商社ネットワーク協議会(仮称)**を立ち上げ、地域へのビジネス人材の送り込み等を実施。

ファンづくり

- 都市住民と地域とをつなぐ**中間支援組織によるモデル事業**を実施。
- **全国版の官民連携の協議会**を設立し、関係者のネットワーク化を図り連携を推進。



関係人口創出・拡大のための対流促進事業

- ▶ 地域課題の解決や将来的な地方移住に向けた裾野を拡大するため、特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」の創出・拡大を図る。
- ▶ 都市部住民と地域とをつなぐ中間支援組織（民間事業者等）によるモデル事業を実施するとともに、全国版の官民連携の協議会を設立し、多様な関係者間のネットワーク化を図る。

【関係人口の取組例】



＜新潟県十日町市・津南町＞

地域イベント「大地の芸術祭」に関わる、主に首都圏を中心とするサポーター



＜岩手県一関市・釜石市＞

複業による地域企業と都市部人材のマッチング



＜茨城県笠間市＞

酒米田んぼのオーナーとなり、生産者や地域を応援する取組

【関係人口が増えることの意義】

地域

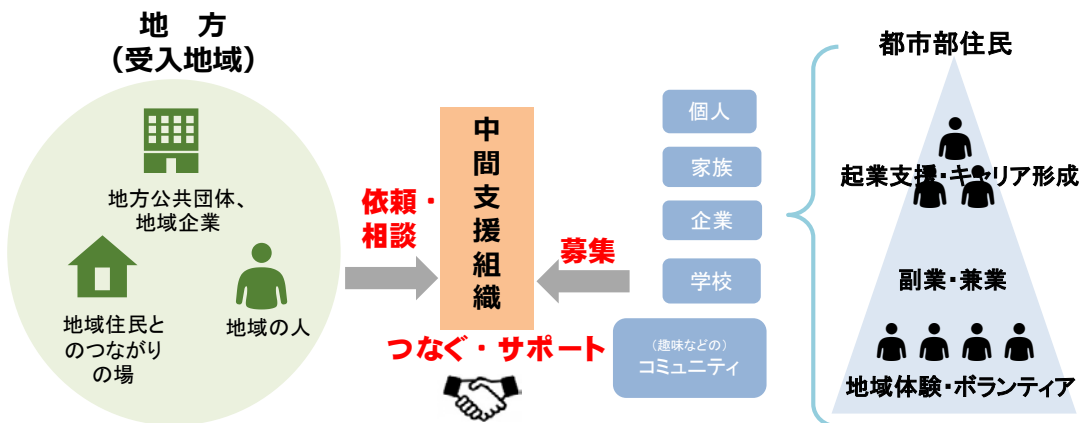
- ・ 移住に向けた裾野の拡大
- ・ 地域課題の解決
- ・ 地域経済の活性化・賑わい創出

都市住民

- ・ 日々の生活における更なる成長
- ・ 自己実現、生活の質の向上

○提案型モデル事業の実施

民間事業者等を主体とした都市住民と地域ニーズのマッチング支援等の取組に関するモデル事業を実施



○全国官民連携プラットフォーム（協議会）の設立

地方公共団体、民間事業者等を会員とするプラットフォームを設立し、多様な関係者のネットワーク化を図り連携を推進。



地方創生SDGs（持続可能な開発目標）の推進

- **第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」**（令和元年12月20日閣議決定）において、横断的な目標として「新しい時代の流れを力にする」項目が追加され、その中で「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指す、SDGsを原動力とした地方創生が位置付けられた。

横断的な 目標

○地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり

◆ SDGsの達成に向けた取組を行っている都道府県及び市区町村の割合

- 地方創生SDGsの普及促進活動の展開
- 地方公共団体によるSDGs達成のためのモデル事例の形成
（「SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業」の選定）
- 「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」を通じた民間参画の促進
- 地方創生SDGs金融の推進

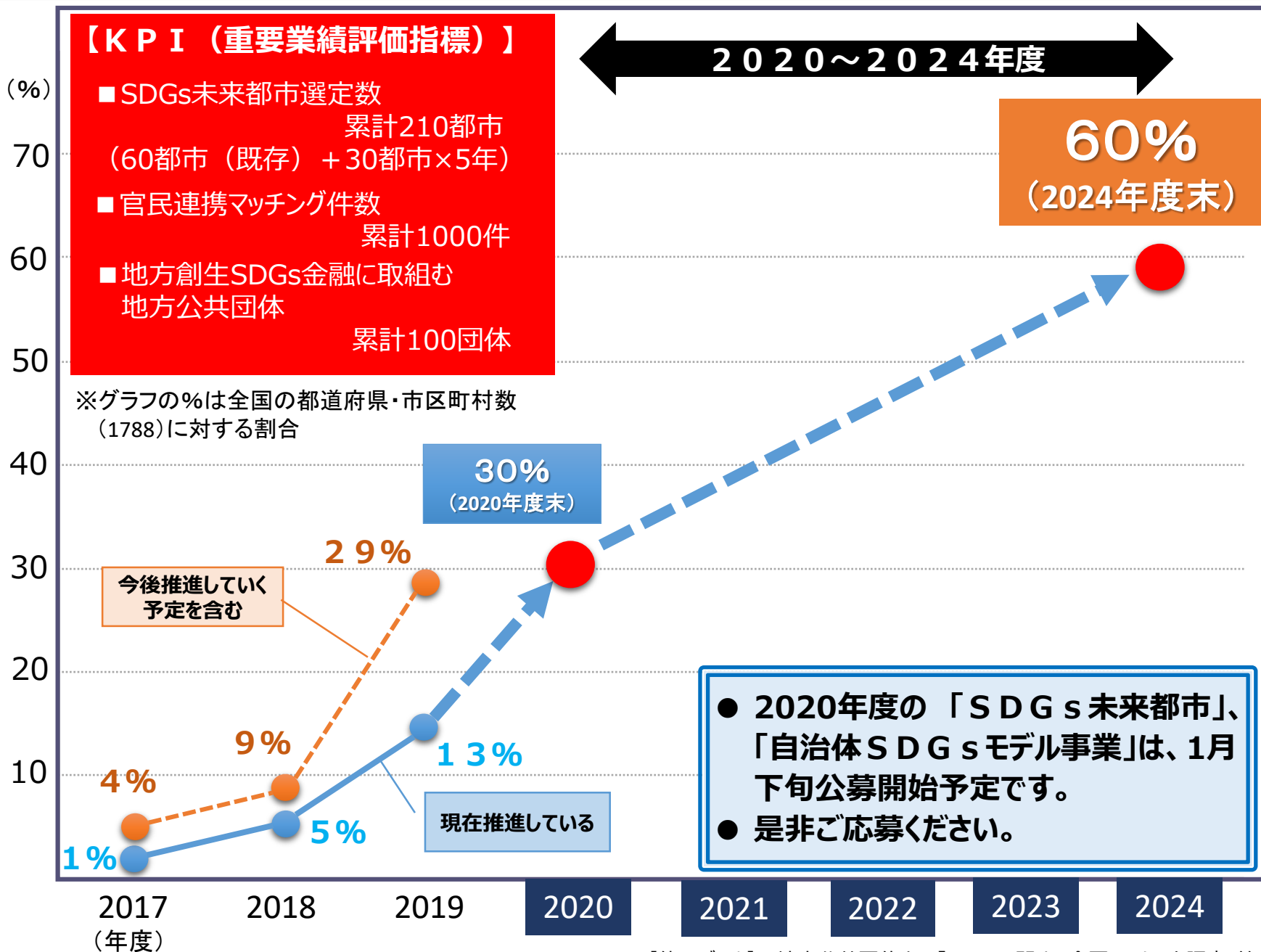
（参考）第8回SDGs推進本部会合 安倍総理発言（抄）（令和元年12月20日）



「地方の未来なくして、日本の未来なし。SDGsを原動力とした地方創生の旗を引き続き高く掲げ、地方経済を支える中小企業によるSDGsの取組を更に後押しし、SDGsの活力を全国津々浦々に行き渡らせることが大切です。」

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における地方創生SDGsのKPI

SDGsの達成に向けた取組を行っている地方公共団体の割合



【使用データ】：地方公共団体向け「SDGsに関する全国アンケート調査」等

スーパーシティ整備推進事業

➤ 「スーパーシティ」構想の早期具体化を図ることで、地方におけるSociety5.0の先行実現を目指す。

スーパーシティの構成



先進的なサービスの構築支援

- 「スーパーシティ」構想を目指す取組について、選定外エリアを含め、MaaS、遠隔教育など優れた先進的サービスの開発・構築に対し、地方創生推進交付金など関係省庁による支援制度を活用し、積極的に支援。

事業計画作成支援、協議会等運営支援

- スーパーシティに選定された都市における事業計画の作成支援、協議会開催等の運営支援を実施。

データ連携基盤の整備

- スーパーシティに選定された都市における**データ連携基盤の構築**に向け、同基盤の核となる部分の調査・設計、システムの構築、円滑な運営支援等を実施。

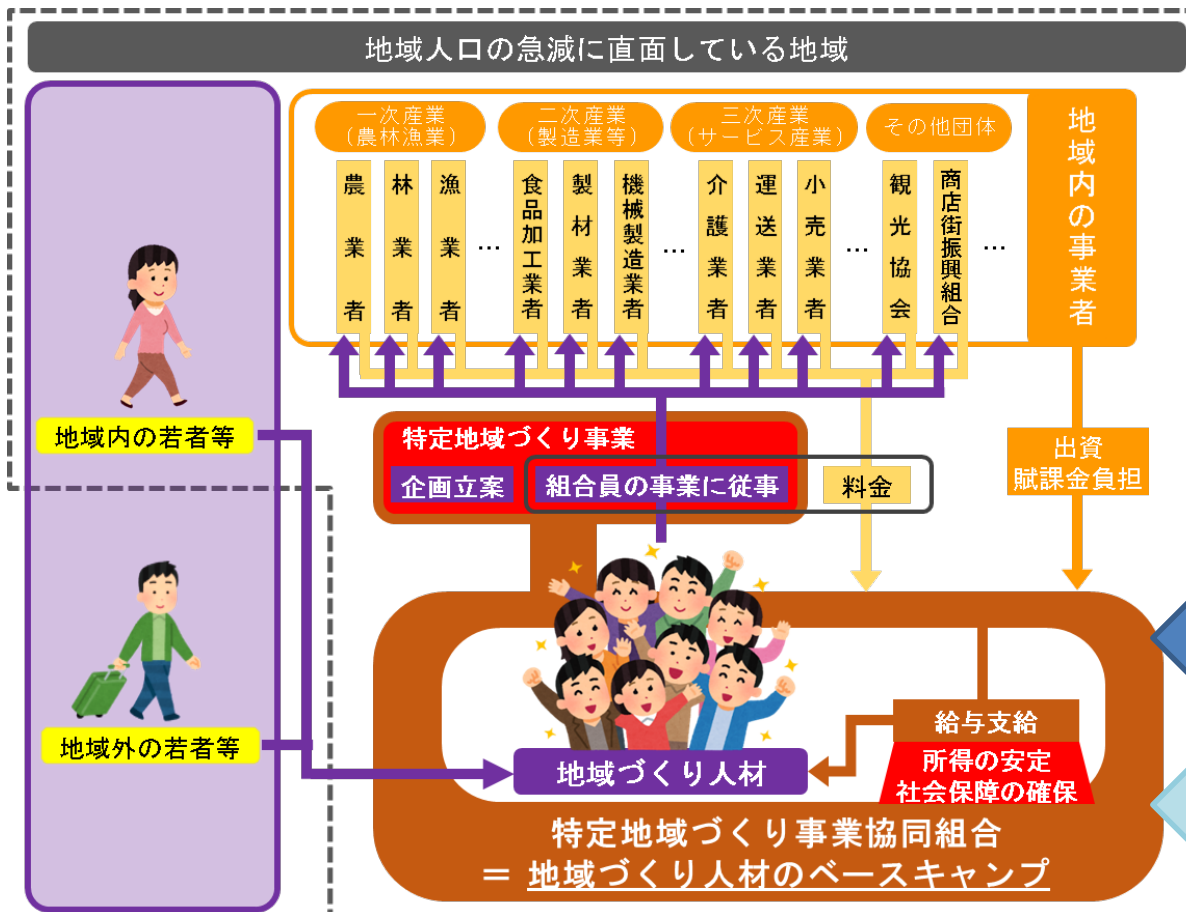
海外最新動向調査、国際会議開催

- 海外の最新動向の把握や国際会議を通じ、海外企業の投資促進や都市OS間の相互運用性確保等、国際連携を図る。

特定地域づくり事業の推進

- ▶ 地域人口の急減に直面している地域において、特定地域づくり事業協同組合が、地域づくり人材のベースキャンプとして機能するよう、国・市町村が支援する。
 - ▶ 特定地域づくり事業推進法に基づく同組合の運営経費を市町村が支援する費用に充てるため、国が市町村に対し特定地域づくり事業推進交付金を交付する。
- ※予算計上は内閣府（令和6年度まで）、予算及び法律の執行は総務省が行う。

特定地域づくり事業推進法のイメージ



財政支援の概要

特定地域づくり事業推進交付金 (国庫補助金)

- ・ 特定地域づくり事業組合の運営経費の1/2を市町村が補助。
- ・ 市町村の補助のうち、1/2を国庫補助金により支援。

地方財政措置

- ・ 国庫補助事業に伴う市町村負担の1/2を特別交付税により支援。

▶ 未来に向かってチャレンジする地方の拠点を整備するという喫緊の課題に対応するため、地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる先導的な施設整備等を支援する。

(元年度補正予算：600億円)

元年度補正予算からの要件緩和

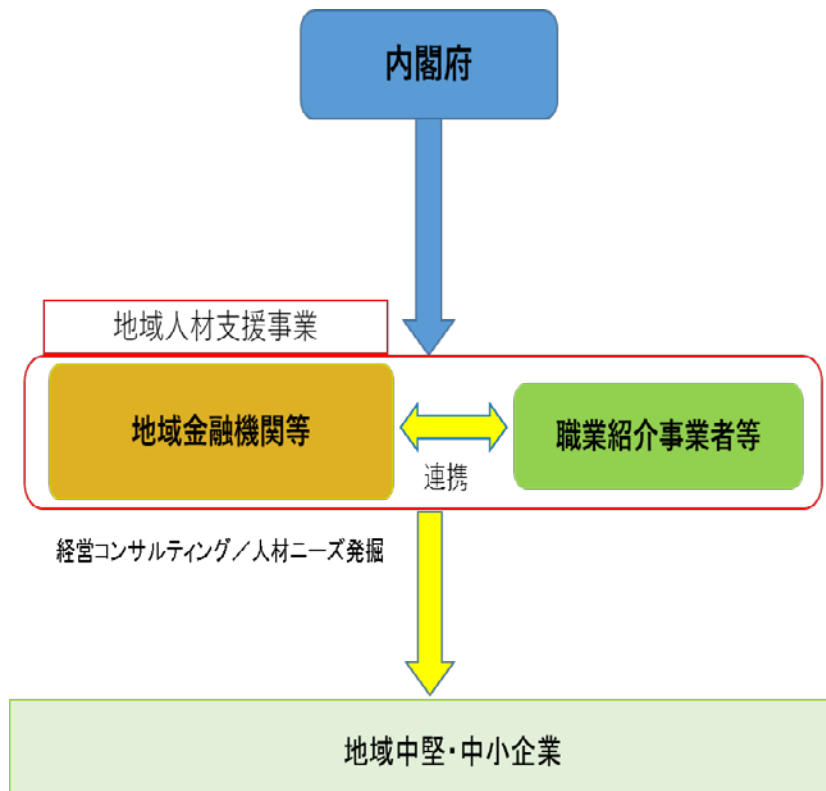
- 従来は、建築物の新築・改修を中心とする事業が対象。
- 今回より、地方創生への高い効果が期待される等一定の要件を満たす事業について、**設備整備・用地造成を中心とする事業についても対象化。**
(例：プロリーグや大規模大会誘致のためのスタジアムのナイター設備・グラウンド整備)

【主な対象施設のイメージ】

- ・地域資源を効果的に活用し、ローカルイノベーションを起こすことにより、観光や農林水産業の先駆的な振興に資する施設
- ・地方への人の流れを飛躍的に加速化し、地方への移住や起業等に確実につながる施設
- ・地域における多様な働き方を先駆的に実現し、女性や高齢者の就業を効果的に促進するための施設
- ・地域での魅力的なまちづくりを実現し、交流人口の拡大や地域の消費拡大に効果的に結びつく施設

- ▶ 地域企業の**経営幹部**や、経営課題解決に必要な**専門人材**を確保し、地域企業の成長・生産性向上の実現を目指す。
- ▶ **地域金融機関等**が、地域企業の経営課題や人材ニーズを調査・分析し、職業紹介事業者等と連携して行う**人材マッチング事業（地域人材支援事業）**を支援する。

事業概要



- マッチングの成約時に、成果に連動してインセンティブを与える仕組み。
- 日常的に地域企業と関わり、その経営課題を明らかにする主体として、地域金融機関などを想定。
- 予算規模は10億円。（令和元年度補正予算）

2. 令和2年度税制改正

令和2年度税制改正要望結果

(まち・ひと・しごと創生本部事務局、地方創生推進事務局)

地方創生の推進(拡充・延長2件、延長6件)

◆地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の拡充・延長 (国税、地方税)☆ 17

- 地方公共団体が行う地方創生の取組に対し企業が寄附を行った場合の課税の特例措置の適用期限を5年間延長するとともに、企業が更に寄附しやすくなるよう、税額控除割合の引上げや認定手続の簡素化等を図る。〔内閣府と内閣官房の共同要望〕

◆地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充・延長 (国税、地方税)☆ 18

- 企業の本社機能移転等を促進し、地方における雇用創出を図るため、地方拠点強化税制の適用期限を2年間延長するとともに、人手不足を踏まえた雇用増加要件の緩和等の雇用促進税制の拡充等を行う。

◆小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の延長 (国税) 19

- 中山間地域等における雇用創出や生活サービス(小さな拠点形成事業)を行う株式会社に対し、個人が出資した場合の課税の特例措置(寄附金控除)の適用期限を2年間延長する。

◆国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除の特例措置の延長 (国税、地方税) 20

- 国家戦略特別区域計画に定められた事業を実施する法人が、国家戦略特区内において機械等の取得等をした場合に、取得価額の45%(建物等は23%)の特別償却又は14%(建物等は7%)の税額控除ができる特例措置の適用期限を2年間延長する。

令和2年度税制改正要望結果

(まち・ひと・しごと創生本部事務局、地方創生推進事務局)

地方創生の推進(拡充・延長2件、延長6件)

- ◆ **国家戦略特区における所得控除制度の延長 (国税、地方税)** 21
 - 国家戦略特区内の設立5年未満の法人で、専ら特定事業を営むこと等の要件を満たすものとして大臣の指定を受けた法人について、その事業による所得の20%を課税所得から控除できる現行の特例措置の適用期限を2年間延長する。

- ◆ **国家戦略特区における民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の特例措置の延長 (国税、地方税)** 22
 - 一定の民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例措置(所得税、個人住民税の税率を軽減等)の適用期限を3年間延長する。

- ◆ **国家戦略特区におけるエンジェル税制の延長 (国税)** 23
 - 認定区域計画に定められた特定事業を実施する一定の株式会社に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から取得金額(8百万円限度)と総所得金額等の40%相当額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額を控除できる現行の特例措置の適用期限を2年間延長する。

- ◆ **国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の特例措置の延長 (国税、地方税)** 24
 - 国家戦略特別区域計画に定められた事業を実施する法人が、国家戦略特区内において機械等の取得等をした場合に、取得価額の45%(建物等は23%)の特別償却又は14%(建物等は7%)の税額控除ができる特例措置の適用期限を2年間延長する。

地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、企業版ふるさと納税について、税額控除割合の引上げや手続の簡素化等、大幅な見直しを実施する。

施策の背景

<現行制度の概要>

- 内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置付けられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、平成28年度から令和元年度までの間、法人関係税(法人住民税、法人事業税、法人税)に係る税額控除の措置が講じられている。

<実績及び課題>

- 企業版ふるさと納税は、活用実績が増えているものの(寄附額:⑳7.5億円、㉑23.6億円、㉒34.8億円)、本税制を活用している地方公共団体数は428団体(24.5%)にとどまっているなど、活用促進の余地は大きい。

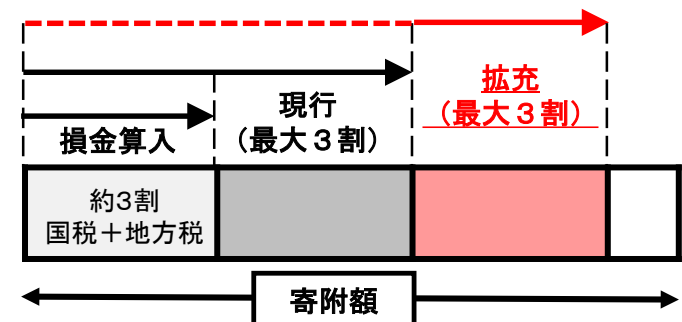
<「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)>

- 企業版ふるさと納税について、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、手続の抜本的な簡素化・迅速化をはじめとして、更に寄附しやすくなるよう検討することとしている。

要望結果

1. 税額控除の特例措置を **5年間(令和6年度まで)延長**する。
※延長された期間の中途において効果検証を実施する。
2. **税額控除割合**を最大3割から最大**6割**に引き上げる。
3. 個別事業を認定する方式から**包括的な認定**とし、
法適合性を事後報告する方式に転換する。(認定手続の簡素化)
4. **併用可能な国の補助金・交付金の範囲を拡大**する。
5. **寄附時期の制限を大幅に緩和**する。
(地域再生計画の認定後は寄附の受領を可能とする。)

例) 100万円寄附すると、法人関係税において**最大約90万円**の税が軽減



1. 地方拠点強化税制の概要

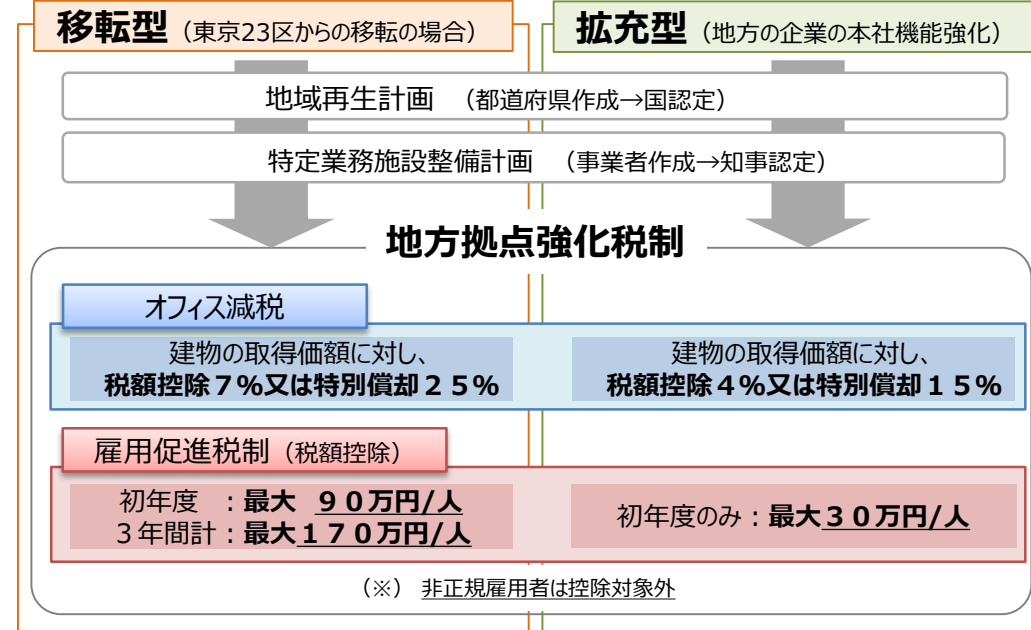
- 地方での雇用を創出するため、企業が本社機能の地方移転又は地方拠点の強化を行う場合、税制優遇措置を講じる。

2. 整備計画の認定状況 (令和元年11月末時点)

- 事業件数 **371件**
うち、本税制の適用実績 (平成27~29年度)
【オフィス減税】 **55件**
【雇用促進税制】 **19件**
- 雇用創出人数 **14,939人**

3. 令和2年度税制改正要望の結果概要

- オフィス減税・雇用促進税制ともに、**適用期限を2年間(令和4年3月末まで)延長。**
- 雇用促進税制(移転型)について、**税額控除を拡充。**



(※) 税額控除額については、企業が東京23区から近畿・中部圏中心部以外の地方へ本社機能を移転した場合で、かつ正規の新規雇用者を雇い入れた場合の額を示す。

現行

- 初年度の税額控除：60万円 or 90万円/人 (※) 企業全体の雇用増加率5%以上で90万円/人
- 3年間の適用期間における税額控除：150万円/人 (※) 上限は企業全体の雇用増加分
うち、オフィス減税との併用分：90万円/人 (※) 上限は地方での雇用増加分

拡充

- **90万円/人** (※) 雇用増加率に関わらず、一律
- **170万円/人** (※) 現行と同様
120万円/人 (※) 現行と同様

- 雇用促進税制(移転型・拡充型)の**適用要件を一部緩和等。**

現行

- 企業全体の給与額が、前年度より一定以上増加しなければ、雇用促進税制の適用不可 (※) 雇用者数の増加率×20%以上増加していること
- 雇用促進税制の適用対象となる施設整備の範囲のうち、「既存施設の用途変更」に該当するかどうかの判断基準が不明確

緩和等

- 企業全体の給与額の増減に関わらず、**適用可能** (※) 要件を廃止
- オフィス環境の整備(例：事務機器の増設)を行う場合でも、雇用促進税制の適用可能であることを明確化

地域再生計画に基づき、中山間地域等における雇用機会の創出や生活サービスの提供(小さな拠点の形成に資する事業)を行う株式会社に対し、個人が出資した場合の課税の特例措置の延長を行う。

【背景・目的】

人口減少や雇用状況の特に厳しい中山間地域等で、雇用創出や生活サービスの提供を行う株式会社に対する投資について、税制上の優遇措置を講じることにより、地域運営組織の法人化を促進する。

【制度概要】

株式会社による小さな拠点形成事業の実施

生活サービス等の提供・地域の就業機会の創出

(事例)



産直市場の運営

株式会社豊かな丘 (長野県豊丘村)



日用品の販売

株式会社長谷 (兵庫県神河町)



高齢者の生活支援

株式会社あいポート仙田 (新潟県十日町市)



ガソリンスタンドの運営

株式会社大宮産業 (高知県四万十市)



寄附金控除の対象

(出資額分(※)を総所得金額から控除)

※出資額(1,000万円限度)と総所得金額の40%のいずれか少ない金額から2,000円を控除した額

暮らし続けられる地域の維持・発展

- ・対象地域: 中山間地域等の集落生活圏(都市計画法における市街化区域・用途地域以外の農用地を含むエリア)
- ・会社要件: 中小企業、専ら小さな拠点形成事業を行う会社、設立10年未満、常時雇用者2人以上等

【要望結果】 一部見直し(※)のうえ、本税制の適用期限を**2年間延長**する。(令和2年4月1日～令和4年3月31日)。

※控除対象限度額の引き下げ(1,000万円⇒800万円)及び提出書類の削減 <エンジェル税制共通の見直し事項>

現行の国家戦略特区制度において認められている特別償却又は投資税額控除の特例措置について、一部見直しの上、適用期限を2年延長する。(H26年度創設)

施策の背景

<制度概要>

国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において機械等を取得した場合に特別償却又は税額控除ができる制度。

【対象】 国家戦略特区の規制の特例措置の適用を受ける事業又は利子補給金の支給を受ける指定金融機関からその利子補給契約に係る貸付を受ける事業「医療」、「国際」、「農業」分野の特定事業を行うものに限る。

【対象設備】機械・装置(取得価額:2千万円以上) ※(4千万円以上)
 開発研究用器具・備品(取得価額:1千万円以上) ※(2千万円以上)
 建物・附属設備・構築物(取得価額:1億円以上)

※特定中核事業(先端的術を活用した医療等の医療分野及び革新的な情報サービスを活用した農業の生産性向上に係る研究開発)に該当する場合

	対象資産	措置の内容
特別償却	機械・装置、開発研究用器具・備品	45%
	建物及びその附属設備並びに構築物	23%
税額控除	機械・装置、開発研究用器具・備品	14%
	建物及びその附属設備並びに構築物	7%

要望結果

- 一部見直し(※)の上、本税制の**適用期限を2年間延長**する。(令和2年4月1日～令和4年3月31日) ※対象事業の一部見直し等

現行の国家戦略特区制度において認められている所得控除の特例措置(事業による所得の20%を課税所得から控除できる制度)について、一部見直しの上、指定会社の指定期限を2年延長する。(平成28年度創設)

施策の背景

<制度概要>

①対象事業

国家戦略特別区域法の規制の特例措置が重要な役割を果たす事業であって、②の対象分野の事業であり、新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業であるもの。(法律・政省令・告示レベルの規制の特例措置が対象)

②対象分野

「医療」、「国際」、「農業」、「一定のIoT等*」

※ 一定のIoT等: インターネットその他の情報通信技術を活用し、物品による情報の収集、蓄積、解析又は発信及び当該情報を活用した物品の自律的な作動を可能とするために必要な技術の研究開発又はその成果を活用した一定の事業

③主な法人指定要件

【指定期限】 令和2年3月31日

【設立時期】 国家戦略特区の指定の日以後に設立され、設立の日以後の期間が5年未満であること。

【事業要件】 専ら認定区域計画に定められた上記の対象事業を営むこと。

【区域要件】 特区内に本店又は主たる事務所を有すること。特区外の事業所では、調査、広告宣伝等の業務(補助的なものに限る。)以外の業務を行わないこと。特区外の事業所の従業員数の合計がその法人の常勤従業員数の20%以下であること。

要望結果

○ 一部見直し(※)の上、本税制の適用期限を**2年間延長**する。(令和2年4月1日～令和4年3月31日) ※対象事業の一部見直し

現行の国家戦略特区制度において認められている、特区内における民間再開発事業のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例措置について、3年延長を行う。(平成27年度創設)

施策の背景

<制度概要>

◆軽減税率 (所得税、個人住民税 いずれも 2,000 万円以下の部分につき適用)

・所得税 : 15% (本則) ⇒ **10%** (特区)

・個人住民税 : 5% (本則) ⇒ **4%** (特区)

◆法人重課

(法人税、法人住民税 ※譲渡益の5%)・適用除外

<適用要件>

1. 施行区域の面積が 500 m²以上

2. 次のいずれかに該当すること

①「公益的施設(※1)のうち、原則 2つ以上の整備」を含み、「都市関係のワンストップ特例(※2)を活用」する事業

②「専ら、公益的施設の用に供する建築物」する事業

(※1)公益的施設の種類

高度医療研究施設／外国会社向けインキュベーションオフィス／
MICE用施設／外国人向け学校・保育所・病院、サービスアパートメント
バスターミナル／公園、緑地又は広場 など

(※2)都市関係のワンストップ特例 (国家戦略特区法)

建築基準法／土地区画整理法／都市計画法／都市再開発法／
都市再生特別措置法の特例

要望結果

○ 本税制の**適用期限を3年間延長**する。(令和2年1月1日～令和4年12月31日)

現行の国家戦略特区制度において認められている国家戦略特別区域における個人出資に係る所得控除の特例措置について、一部見直しの上、適用期限を2年延長する。(平成27年度創設)

施策の背景

<制度概要>

認定区域計画に定められた特定事業を実施する一定の株式会社に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から一定の額を控除できる制度。

- ・控除額：株式取得に要した金額(1千万円が限度)と総所得金額等の40%に相当する金額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額
- ・適用対象：適用期限の日までに発行される株式を払込みにより取得した一定の個人
- ・会社要件：(1)小規模企業(おおむね従業員が20人(商業又はサービス業は5人)以下)
 設立後、3年未満のベンチャー企業 かつ 一定の雇用増加で、売上高営業利益率 2%以下 など
 (2)農業・医療・バイオ分野の中小企業
 設立後、5年未満のベンチャー企業 かつ 売上高営業利益率 2%以下 など

要望結果

- 一部見直し(※)の上、本税制の**適用期限を2年間延長**する。(令和2年4月1日～令和4年3月31日) ※控除対象限度額の引き下げ(1千万円⇒8百万円)及び提出書類の削減 <エンジェル税制共通の見直し事項>

現行の総合特区制度において認められている国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の特例措置について、一部見直しの上、適用期限を2年延長する。(H23年度創設)

施策の背景

<制度概要>

特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために、設備等を取得してその事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度。

【対象分野】

- ①環境負荷低減、保全に関する研究開発等
…環境配慮型自動車、再生可能エネルギー源、先進的技術を用いた電池等
- ②高度な医療技術、医療機器、医薬品に関する研究開発等
…放射線療法その他高度な医療の提供に資する医薬品又は医療機器等
- ③高度な産業技術に関する研究開発等
…炭素繊維、航空機の機体、半導体集積回路等

【対象設備】機械・装置(2千万円以上)、
開発研究用器具・備品(1千万円以上)
建物・附属設備・構築物(1億円以上)

【特別償却の割合】取得価額の34%(建物等17%)

【税額控除の割合】取得価額の10%(建物等5%)
(当期法人税額の20%までが限度)

【設備等取得の期間】法人指定の日から
令和2年3月31日まで

措置	対象資産	措置の内容
特別償却	機械・装置、開発研究用器具・備品	34%
	建物及びその附属設備並びに構築物	17%
税額控除	機械・装置、開発研究用器具・備品	10%
	建物及びその附属設備並びに構築物	5%

要望結果

- 一部見直し(※)の上、本税制の**適用期限を2年間延長**する。(令和2年4月1日～令和4年3月31日) ※対象事業の一部見直し

3. 「スーパーシティ」構想について

「スーパーシティ」構想（背景）

- **AI及びビッグデータを活用し、社会のあり方を根本から変えるような都市設計の動きが、国際的には急速に進展**
 - 白地から未来都市を作り上げるグリーンフィールド型の取り組み（雄安、トロント等）
 - 既存の都市を造り変えようとするブラウンフィールド型の取組（ドバイ、シンガポール等）
- **先行している部分もあるが、世界各国でも、以下のような「まるごと未来都市」は、未だ実現していない**
 - エネルギー、交通などの個別分野にとどまらず生活全般にわたり、
 - 最先端技術の実証を一時的に行うのではなく暮らしに実装し、
 - 技術開発側・供給側の目線ではなく住民目線で未来社会の前倒し実現
- **我が国にも、必要な要素技術は、ほぼ揃っているが、実践する場がない**

カナダ・トロント市の事例

- Google系列会社が行政と連携し、ありとあらゆる場所、ヒト・モノの動きをセンサーで把握し、ビッグデータを活用した都市設計が進行中

○モビリティに関する構想

- ・ 信号が絶えず人、自転車、車の動きを追跡
- ・ 公共の自動運転車、用途に応じて変化



○建物・インフラに関する構想

- ・ モジュール化されたパーツを組合せ、車を組立てるように建築
- ・ 共同溝の物流網化や公益サービス用の地下道ネットワーク



※住民の不安による混乱や遅滞も。

中国・杭州市の事例

- アリババ系列会社が行政と連携し、交通違反や渋滞対策にカメラ映像のAI分析を活用。ベンチャーによる無人コンビニも展開中

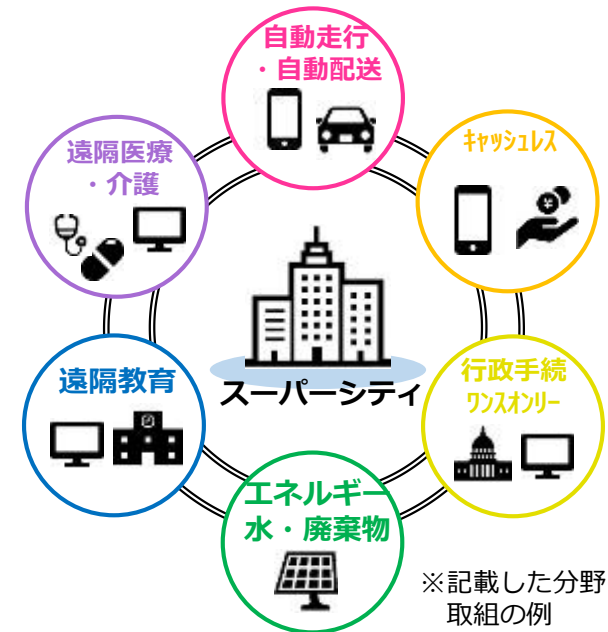
○交通違反や渋滞対策にAI分析を活用

- ・ 道路ライブカメラ映像をAIが自動で収集し、異常を認めた場合に警察へ自動通報（多い日で500件）
- ・ 交通状況に応じ信号機の点滅を自動で切換え、一部地域で自動車走行速度が15%上昇



○無人コンビニの展開

- ・ スマホアプリも必要としない顔認証でのキャッシュレス支払いが可能



国家戦略特区制度を活用しつつ
住民と競争力のある事業者が協力し、
世界最先端の日本型スーパーシティを実現

海外のスマートシティ事例

オランダ王国・アムステルダム市
生活・仕事・交通・公共施設・オープンデータについてスマートグリッド等の技術を活用

フィンランド共和国・ヘルシンキ市
ベンチャー企業が開発したMaaSアプリを使い、シームレスなモビリティシステムを提供

カナダ・トロント郊外
ヒト・モノの動きをセンサーで把握、ビッグデータで街をコントロール

韓国・松島（ソンド）市
官民共同3セク型スマートシティ。完全なグリーンフィールドで、国際都市を目指す

エストニア共和国
「Data Once Policy」を目標に、ほとんどの行政分野で電子化を推進

米国
ニューヨーク
サンフランシスコ
コロンバス
シカゴ 等

スペイン王国・バルセロナ市
知識集約型の新産業とイノベーションを創出するため、WiFiをICTの共通基盤として活用

中国・雄安新区
中国のエコシティ・スマートシティのモデル都市を目指し、自動運転、無人行政、無人銀行、無人スーパー、無人ホテル等を展開

中国・杭州市
道路交通情報をAIで分析し、交通取締、渋滞緩和を実現

アルゼンチン・ブエノスアイレス
近代化・イノベーション・技術省を中心にICT導入を推進し、教育や医療、税金関係等の行政電子手続きが可能

アラブ首長国連邦・ドバイ
都市全体をICTインフラで整備、官民間わずあらゆる情報をインターネット上で利用

シンガポール共和国
国家センサーネットワーク設置・デジタル決済の普及・国家デジタル身分証システム構築・政府データのオープン化

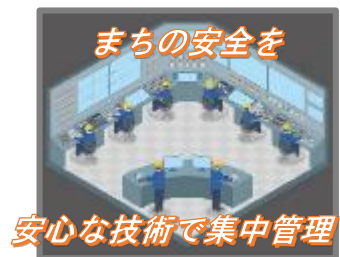
「スーパーシティ」構想（具体像）

- I. 以下のような領域（少なくとも5領域以上など）を広くカバーし、**生活全般にまたがる。**
 - ①移動、②物流、③支払い、④行政、⑤医療・介護、⑥教育、⑦エネルギー・水、⑧環境・ゴミ、⑨防犯、⑩防災・安全
- II. **2030年頃に実現される未来社会での生活を加速実現**する
 - 域内は自動走行のみ、現金取扱い・紙書類なしなど
- III. **住民が参画し、住民目線**でより良い未来社会の実現がなされるよう、**ネットワークを最大限に利用**する。

全ての行政手続を、
個人端末で効率的に処理。

エネルギー、上下水、リサイクル
などをコミュニティ内で最適管理。

全てキャッシュレス。
エリア内は現金不要。



(サーバーのローカライゼーション)

全ての医療・介護を
かかりつけから在宅で。

全ての住民・子どもに
世界最先端の教育環境を。

いつでもどこでも必要な
移動・配送サービスを提供。



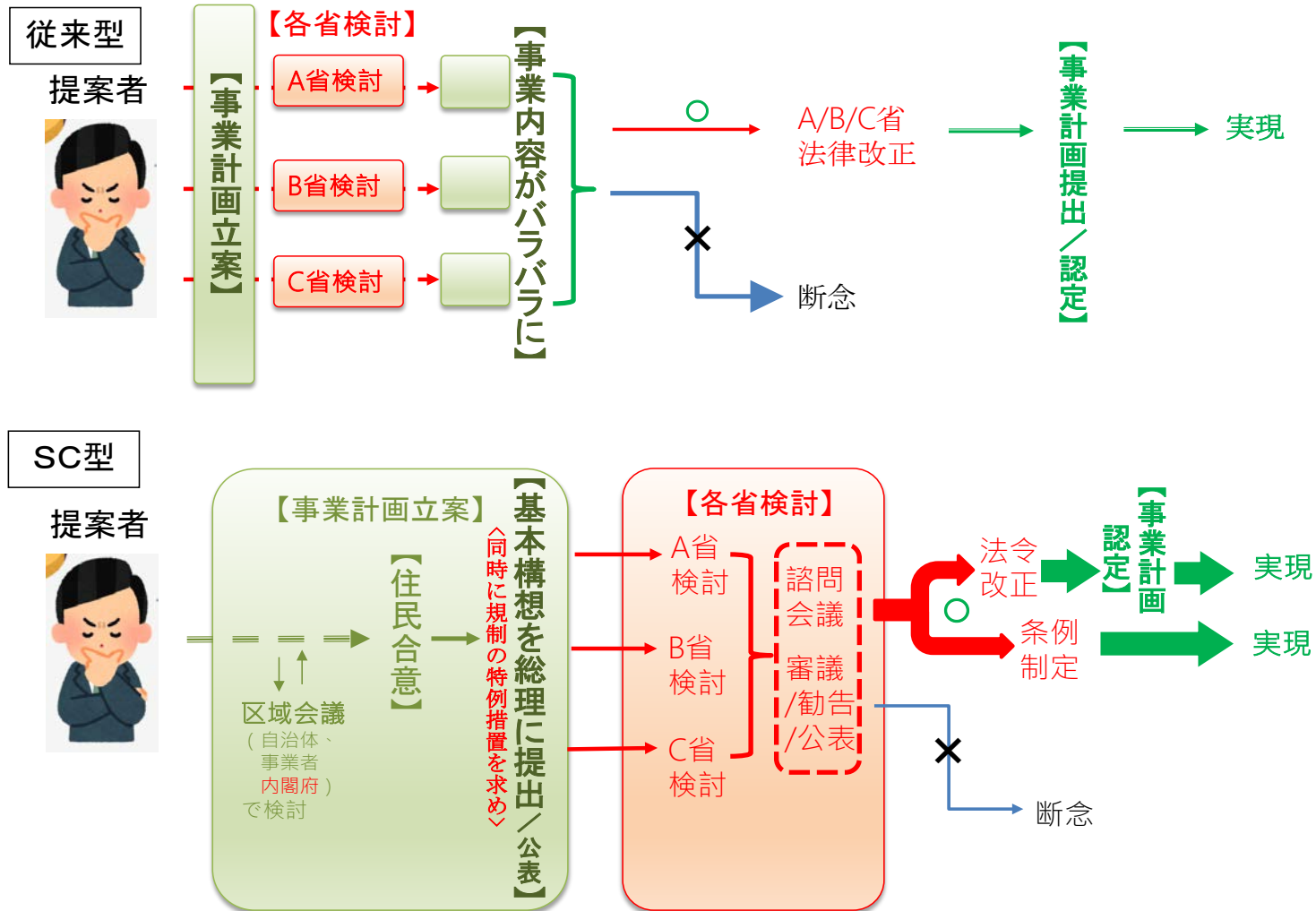
「スーパーシティ」構想（データ連携基盤）

スーパーシティは、様々なデータを分野横断的に収集・整理し提供する「データ連携基盤」（都市OS）を軸に、地域住民等に様々なサービスを提供し、住民福祉・利便向上を図る都市。



■ 事業計画の同時・一体・包括的実現

- 従来型では、事業計画案の検討中に各省調整を行い、その段階で多くの事業が断念、若しくは、個別に内容の修正を受け、案もバラバラに。
- SC（スーパーシティ）型では、内閣府も加わり、実現すべき複数の規制改革を含む事業内容全体を一体的に検討。その案を、各省調整の前段階で公表することにより、各省の検討が同時・一体・包括的に進むよう後押し。



「スーパーシティ」構想（法案の概要）

閣議決定 国家戦略特区基本方針（第5条）

※スーパーシティの意義、指定基準等を追加

政令改正 国家戦略特区指定（第2条第1項）

※スーパーシティとする区域を政令指定

総理決定 国家戦略特区区域方針（第6条）

※指定されたスーパーシティ区域の方針を追加

区域計画の案（通称：基本構想）の作成（第8条）

区域会議
（特区担当大臣・
首長・事業者等）

- ・区域の名称
- ・スーパーシティ事業（住民等の共同の福祉又は利便増進を図るデータ連携基盤整備事業を含むものに限る）の内容及び実施予定主体
- ・先端的区域データ活用事業活動に必要と見込まれる特例措置
- ・経済的社会的効果 等

総理認定

データ連携基盤整備事業に係る区域計画（第8条）

- ・国等が保有するデータの提供の「求め」（安全管理基準を満たす者に限る）

■ 規制所管大臣に対する新たな規制の特例措置の求め

- ・ 区域会議は、先端的区域データ活用事業活動の実施に際し、内閣総理大臣に対し、住民その他の利害関係者の意向を踏まえた区域計画案を添えて、内閣府令で定めるところにより（住民合意を証する書面、必要に応じ条例による規制改革の案を添付）、新たな規制の特例措置の整備を「求め」ることができるとする。
- ・ 内閣総理大臣は、当該規制の所管大臣に新たな規制の特例措置の検討を要請する。規制所管大臣は、特例措置を講ずるか否かについて、特区諮問会議の意見を聴いた上で、遅滞なく通知・公表するものとする。
- ・ 特区諮問会議は、必要に応じ、規制所管大臣に対し勧告することができる。

（地方事務の場合）

■ 条例による特例措置の実現

（国事務の場合）

■ 新たな規制の特例措置の追加

複数の特例措置を一括かつ迅速に実現

特区法の改正で実現

基本方針の改正で実現

2019.6.29 (土)

Super City Smart City Forum 2019

-The Latest Trend and Prospect of
Japan and Overseas for Super City-



@グランキューブ大阪

75の自治体、207の企業、20の研究機関を含む1,128名が参加

片山さつき大臣による冒頭挨拶



海外の識者によるパネルディスカッション



企業ブース展示の視察



国内外の最新動向がわかる、国際シンポジウムその全てがわかる報告書と全映像記録はこちら



「スーパーシティ・オープンラボ」

「スーパーシティ」構想に関連する知見や技術を持つ企業が、バーチャルの展示ブースで常時SNS上に出展することで、知見の収集に困難を感じている自治体と事業者の間の橋渡しを行うことを目的とするコミュニティです。



＜スーパーシティ・オープンラボFacebookトップ＞

＜「スーパーシティ・オープンラボ」キックオフイベントの様子＞



8月28日に開催された「スーパーシティ・オープンラボ」キックオフイベントには、90社180名を超える参加者が集いました。今後、「スーパーシティ」構想の実現に必要な技術・ノウハウ・その他知見を有する企業等からの情報を、構想の実現に取り組む自治体関係者へ積極的に提供していきます。



オープンラボ登録団体数：

72

(令和2年1月6日時点)

PID 博報堂 国際電気通信基礎技術研究所 PicoCELA SKハイニックスジャパン 新建築社 東芝 新経済連盟 LIFULL ウフルテクノシステム 西日本電信電話 東京海上日動火災保険 メディアオーパスプラス KPMGモビリティ研究所 大阪商工会議所 シスコシステムズ 森トラスト サノヤスMTG 伊藤忠テクノソリューションズ エクサウィザーズ 日本ユニシス IHI ミチクリエティブシティデザイナーズ 大日本印刷 関西経済連合会 凸版印刷 NTTドコモ 大林組 ノキアソリューションズ&ネットワークス 日立製作所 TIS 鹿島建設 Origin Wireless Japan リコージャパン 富士通 東京建物 ティアフォー 日鉄興和不動産 清水建設 NTTアーバンソリューションズ ZMP 日本設計 野村総合研究所 日本電気 三井不動産 アクアイグニス 日本総合研究所 三菱地所トランス・コスモス PayPay 日本電信電話 日本政策投資銀行 三菱UFJリサーチ&コンサルティング あいおいニッセイ同和損害保険 タカラベルモント スマートシティ・インスティテュート KDDI 住友商事 産業精神保健研究機構 東急 みずほ銀行 電線のない街づくり支援ネットワーク 有限責任監査法人トーマツセンターピア キヤノンマーケティングジャパン 東洋紡 損害保険ジャパン日本興亜 ラック スマートドライブ MONET Technologies アクロスロード DynaxT

<投稿記事のご紹介>

自動運転分野 (ティアフォー)



「Autoware」(自動運転システム)の開発や自動運転EVの提供等を通じてスーパーシティの構築に貢献する。

遠隔医療分野 (NTTドコモ)



5Gの「高速・大容量」「低遅延」「多接続」の特長を活かした高精細診断映像による遠隔診療システムを実証。

環境インフラ分野 (日立製作所)



地中埋設インフラの効率的な保守管理に向けデジタルプラットフォームを構築し、漏水の高精度検知を実現。

デジタル決済分野 (PayPay)



近江町市場130店舗に展開

これまでキャッシュレス決済を導入したくてもできなかった小規模商店に急速に拡大し、日本のキャッシュレス化を牽引。

<https://www.facebook.com/SuperCityOpenLabo/>

スーパーシティ・オープンラボはこちら





令和元年9月9日
内閣府地方創生推進事務局

「スーパーシティ」構想 自治体アイデア公募の実施について

- 内閣府では、第四次産業革命における最先端技術と大胆な規制緩和により、理想の未来社会を先行実現する「スーパーシティ」構想を推進しています。
- この度、「スーパーシティ」構想の検討を進めている自治体等から、幅広く検討中のアイデアを募集する「自治体アイデア公募」を実施いたします。
- 応募いただいた内容を、今後の制度の詳細設計や関連施策の政策決定に生かすとともに、そのエッセンスの相互開示や内閣府との意見交換を行うことで、地域における「スーパーシティ」構想の検討の加速を促します。

「スーパーシティ」構想 自治体アイディア公募の結果

先般の自然災害の被害状況も鑑み、応募締め切りを延長しているものの、

現在 **51** 団体からのアイディア提出を受付。(令和2年1月6日時点)

	実装フィールドの分類	提案件数※	提案の分類	
1	グリーンフィールド型	7		
1-1	完全新規	5	現状、更地のエリアの開発	鎌倉市、牧之原市、東郷町、和歌山市 他
1-2	既存の計画の拡充	2	更地ではないが新規開発中のもの	多気町、大阪府・大阪市
2	ブラウンフィールド型	44		
2-1	自治体の一部	22	空港をハブとしたエリア開発	愛知県、(株)南紀白浜エアポート 他
			大学、研究機関を軸とする開発	茨城県・つくば市、京都府、東広島市、(株)JSDハイセル
			団地・ニュータウンの再生	池田市、河内長野市
			その他自治体内の一部	仙北市、千葉市、市原市、藤沢市、岡崎市、犬山市、幸田町、神戸市、福山市、下関市、北九州市、(株)ラック
2-2	自治体の全域	14	地理的特性を活かした提案	鎌倉市、加賀市、茅野市、豊田市、福知山市
			取り組みの軸が明確な提案	矢巾町、前橋市、新城市 他
			多様なサービスを展開する提案	更別村、会津若松市、浜松市、西条市、大刀洗町 他
2-3	中山間地域等	8	住民のQOL向上を目指す提案	更別村、豊根村、養父市、美郷町、神石高原町、伊方町
			地域の魅力向上を目指す提案	美波町、多良木町、大崎町

※ 複数の項目に該当する場合、提案件数はより地域特性が分かるものでカウント。

4. 「構造改革特別区域法の一部を改正する法律」 「地域再生法の一部を改正する法律」 について

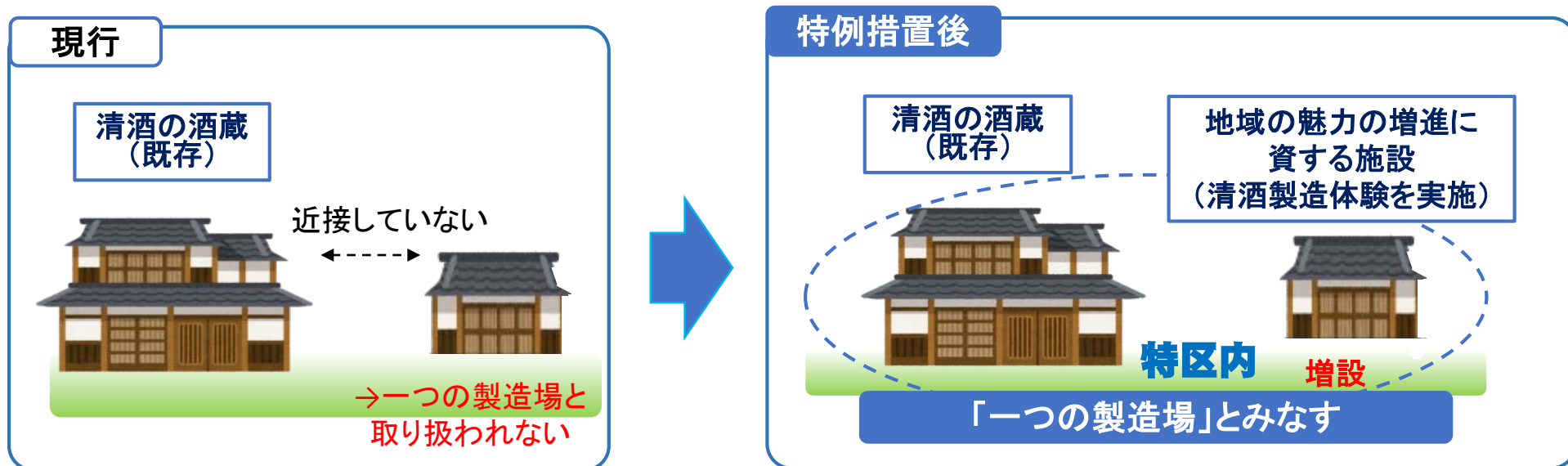
(1) 清酒の製造体験のための酒税法の特例

【第27条】

(令和2年1月中施行予定)

○清酒の製造免許を保有する者が、地域の活性化を図ることを目的として、構造改革特別区域内において清酒の製造体験を実施しようとする場合における酒税法の特例措置を講ずる。

○清酒は地域の経済や文化の発展の一端を担っていることから、清酒の製造体験の実施を通じて地域のブランド価値の更なる増進、人の交流・賑わいの確保による地域活性化を進める。



特例措置

清酒の製造免許を受けている者が、地域の活性化を図ることを目的として、地域の魅力の増進に資する施設において清酒の製造体験を提供する場合には、当該施設内に設ける一定の製造場を既存の製造場と一の製造場とみなす措置を講ずる。

(2) 地方公共団体による土地区画整理事業の施行の特例

○周辺地域の市街化の進展等が特に著しく、建築物の建築等に対する需要が急激に増大している等の一定の市街化調整区域について、宅地、農地等の土地利用の整序と基盤整備を地方公共団体施行の土地区画整理事業により円滑かつ迅速に行えるよう、都市計画法の特例措置を講ずる。

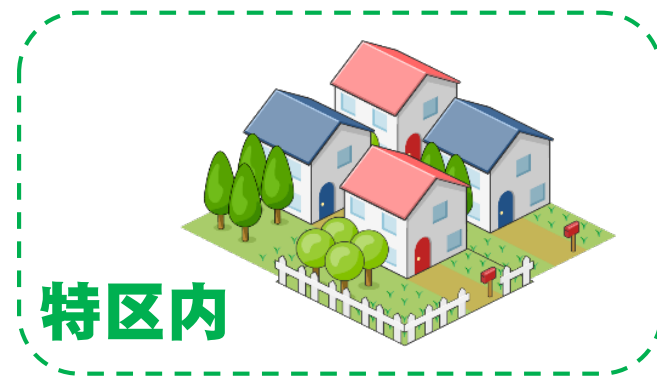
現行

土地区画整理事業に関する都市計画は、その基準を定める都市計画法において、市街化区域(計画的に市街化を図る区域)内の区域について定めるものとされている。

➡ **市街化調整区域のままでは、地方公共団体は土地区画整理事業を施行できない**

特例措置後

一定の市街化調整区域内において、地方公共団体施行の土地区画整理事業を可能に



特例措置

地方公共団体による一定の市街化調整区域における土地区画整理事業の施行が可能となるよう、都市計画法の特例措置を講ずる。

地域再生法の一部を改正する法律（令和元年12月6日公布、令和2年1月5日施行）の概要

法案の趣旨

人口減少社会に対応した既存ストックの活用による「多世代共生型のまち」への転換（住宅団地の再生、空き家を活用した移住促進、公的不動産の利活用）を図ることにより、地方の魅力を向上

法案の概要

1. 地域住宅団地再生事業の創設

【第5条第4項第11号・第5章第12節】

○居住者の高齢化等により多様な世代の暮らしの場として課題が生じている住宅団地について、生活利便施設や就業の場等の多様な機能を導入することで、老若男女が安心して住み、働き、交流できる場として再生



高齢者施設や店舗の誘致



コミュニティバスの導入等



住宅をシェアオフィス等として活用



若者世代の入居と多世代交流の促進

住宅団地再生に係る課題への総合的・一体的な取組

○市町村が、区域を定めて、多様な主体と連携して住宅団地再生のための総合的・一体的な事業計画を作成することで、住宅団地再生に係る各種行政手続をワンストップ化し、スピーディーに住宅団地再生を実現

多様な建物用途の導入

- ・用途規制の緩和手続
 - ・都市計画決定・変更手続
- 【第17条の37～第17条の39】

地域交通の利便性向上

- ・コミュニティバスの導入等に必要の許認可手続
- 【第17条の43～第17条の51】

介護サービス等の充実

- ・有料老人ホームの届出、介護事業者の指定手続
- 【第17条の40～第17条の42】

まちづくりの専門的知見の活用

- ・UR(都市再生機構)による市町村へのノウハウ提供
- 【第17条の52】

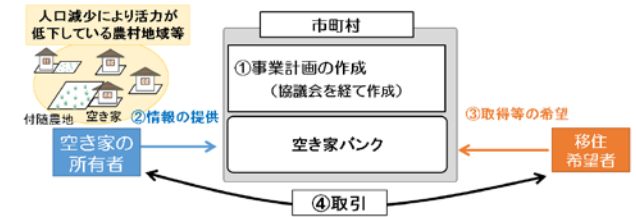
ワンストップ処理



2. 既存住宅活用農村地域等移住促進事業の創設

【第5条第4項第12号・第5章第13節】

○「農地付き空き家」等の円滑な取得を支援することで、農村地域等への移住を促進



移住者に対する空き家・農地の取得の支援

市町村が作成する移住促進のための事業計画に基づき、移住者による

- ①空き家に付随する農地の権利取得の推進【第17条の56】
(下限面積(原則50a)の引下げ手続の円滑化)
- ②市街化調整区域内で厳格に運用されている空き家の取得等(例:農家住宅を一般移住者が取得)の許可が円滑に【第17条の55】

3. 民間資金等活用公共施設等整備事業の創設

【第5条第4項第14号・第5章第15節】

○廃校跡地等、低未利用の公的不動産の有効活用等について、民間の資金・ノウハウを活用するPPP/PFIの導入を促進

PPP/PFI導入に向けたコンサルティング

PFI推進機構が、地方公共団体の依頼に応じて、公的不動産の有効活用などPPP/PFIに関するコンサルティング業務を実施可能に【第17条の60】



岡山市:出石小学校跡地整備事業



大阪府:大阪府宮城方田ノ口住宅建替え事業